

あんしん暮らし情報

税・保険・年金

公金の振込方法の変更(振込の合算)

市からお支払いする公金で、同日に同一口座にお支払いする場合は、金額を合算して振り込みます。
※複数の担当部署からの振込であっても合算となります。

開始時期

3月21日振込分^{から}

合算の条件

- 支払日が同一
- 振込先の口座情報がすべて同一
- 西東京市会計管理者口座からの振込(各種手当など、「西東京市会計管理者」以外の名称からの振込は合算されません)

現在、振込明細書をお送りしている事業者の方には、今までどおりファクスにてお送りします。新たに振込明細書の送付を希望される方は、下記へご連絡ください。

▶会計課 ☎ 042-460-9850

公金収納取扱い金融機関の廃止

4月1日から、りそな銀行および埼玉りそな銀行における窓口での公金収納ができなくなります。市民の皆さんにはご不便をおかけしますが、よろしくお願いします。

※QRコード付の納付書・口座振替は、今までどおりご利用できます。

▶会計課 ☎ 042-460-9850

新築住宅に対する固定資産税(家屋)の減額措置が終了します

次のいずれかに該当する住宅は、新築住宅に対する固定資産税の減額措置(2分の1減額)が令和6年度で終了と

なり令和7年度から本来の税額に戻ります。

- 平成29年1月2日～平成30年1月1日に新築された3階建て以上の準耐火構造または耐火構造の長期優良住宅
 - 平成31年1月2日～令和2年1月1日に新築された長期優良住宅または3階建て以上の準耐火構造もしくは耐火構造の一般住宅
 - 令和3年1月2日～令和4年1月1日に新築された一般住宅
- ▶資産税課 ☎ 042-460-9830

選挙

3月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

登録者数

	男	女	計
令和7年 3月1日現在(A)	82,237人	89,175人	171,412人
令和6年 12月1日現在(B)	82,412人	89,248人	171,660人
増減 (A)-(B)	175人減	73人減	248人減

今回の定時登録の要件

- ①日本国民
- ②平成19年3月2日以前に出生
- ③3月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、12月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または11月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

在外選挙人名簿登録者数

	男	女	計
令和7年 3月3日現在(A)	87人	111人	198人
令和6年 12月2日現在(B)	91人	110人	201人
増減 (A)-(B)	4人減	1人増	3人減

今回の在外選挙人名簿登録などの要件

- ①日本国民
 - ②登録申請時に18歳以上
 - ③国外に住所を有し、次のいずれかに該当する
 - その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
 - 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている
- ▶選挙管理委員会事務局 ☎ 042-420-2801

募集

図書館協議会委員

- 図書館の運営に関し、協議を行う。
- 任期 5月1日(木)～令和9年4月30日(金)
 - 会議数 年6回程度
 - 募集人数 2人
 - 報酬 1回1万800円
 - 資格 在住・在勤・在学で18歳以上の方
 - 選考方法 「図書館が果たすべき役割」をテーマとして、本市における図書

館施策に言及しながらまとめた1,000字程度の作文による選考
☎ 3月25日(火)(消印有効)までに、住所・氏名・生年月日・電話番号を〒188-0012南町5-6-11中央図書館へ直接または郵送
▶中央図書館 ☎ 042-465-0823

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。公表を承諾いただいた方のみ掲載しています。
✳株ノジマ代表執行役社長 野島廣司様(電化製品)
✳中原小学校PTA様(テント)
▶総務課 ☎ 042-460-9810



繁忙期の土曜日窓口の注意点

繁忙期(3月14日(金)～4月12日(土))に土曜日窓口で転入・転居の手続および同日にマイナンバーカードの住所変更手続をする場合は、以下の対応となりますのでご注意ください。

第1・2(土)

- 午前11時前に窓口受付完了の場合：続けて手続可能
- 午前11時以降に窓口受付完了の場合：マイナンバーカードの住所変更は午後2時以降に行う

第3・4・5(土)

- 午前11時30分前に窓口受付完了の場合：即日でマイナンバーカード住所変更手続が可能
 - 午前11時30分以降に窓口受付完了の場合：即日でのマイナンバーカード住所変更手続は不可。後日もう一度来庁し、マイナンバーカード住所変更手続が必要
- ▶市民課 ☎ 042-460-9820 ☎ 042-438-4020

固定資産税の減額

▶資産税課 ☎ 042-460-9830 (田無庁舎4階)

住宅耐震改修工事

- 減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2)※住宅面積120㎡^{まで}
- 減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください) ③1戸当たりの工事費用が50万円超
- 必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合^{のみ})

住宅のバリアフリー改修

- 減額分 3分の1(住宅面積100㎡^{まで})
- 減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください) ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ④改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
- 必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工

事明細書・現場の写真^{など})と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類 ※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

- 減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2)※住宅面積120㎡^{まで}
- 減額要件 ①平成26年4月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談くださ

い) ③改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用が60万円超(補助金などを除く自己負担額)または改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋- 必要書類 ①住宅の熱損失防止改修等に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤交付または決定を受けたことを確認できる書類(国または地方公共団体から補助金などの交付を受けた場合) ⑥長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合^{のみ})
- ※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)